

アジア地域における無形文化遺産条約の普及の課題と国際協力について考える  
～同地域を対象としたワークショップを通じて考える～

大 貫 美佐子

## 1. 「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」の試みとアジア地域における課題

### (1) 背景

2003年のユネスコ総会において、いわば「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)の無形版である「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択された。これに先立ち、ユネスコは一つの企画を試みている。1997年の第29回ユネスコ総会にて「人類の口承遺産の傑作の宣言」といった国際的榮譽を設けるための決議を採択し、翌1998年のユネスコ第155回執行委員会において名前を改め「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」として開始した。この傑作宣言は、1998年に採択した規約に基づき行われているもので、「口承及び無形遺産の傑作」を讃えるとともに、加盟国の政府等に対して、その継承と発展を図ることを奨励するため、ユネスコが定める基準に満たすものを、隔年で「傑作」として宣言する、という方法である。これまで2001年、2003年、2005年の三回にわたって90件を選定した。回ごとに見てみると、2001年に日本の能楽を含む19件、2003年には日本の人形浄瑠璃文楽を含む28件、2005年には日本の歌舞伎(伝統的な演技演出様式によって上演される歌舞伎)を含む43件が選定された。アジア太平洋からは、日本の三件を含め、宗廟先祖のための儀礼及び祭礼音楽(韓国)、昆曲(中国)、ヴェーダ詠唱の伝統(インド)などが傑作宣言に選定されている。2006年4月20日に条約が発効、これによって傑作宣言は三回で終了し、今後は代表リストと危機リストの記載基準が議論され新しい二つのリストの選定が始まることが条約で決められている。宣言を受けた90件の傑作宣言は、条約で定められている代表リストに吸収される方向で議論されている。<sup>1</sup>このペーパーでは、私の所属するACCUが行った2002年と2004年の二回のワークショップを通じて議論された傑作宣言の課題について簡単にまとめたものである。ただし、このワークショップの参加者は限られた人数や国が参加しており、アジア太平洋地域の全体の課題を網羅するものではないことをあらかじめお断りしておきたい。

私の所属している ACCU(ユネスコ・アジア文化センター)は、1971年の設立以来、アジア太平洋地域のユネスコ加盟国とネットワークを強化しつつ、有形、無形文化遺産の保存のために独自の事業を展開している。ACCUの国際協力の特徴は、①ユネスコとの確立した協力体制、②アジア太平洋と共同でプログラムを実施(マルチのニーズ対応)、③教材制作と現地語版での普及、にある。1970年-80年代には口承伝統の教材化(「アジアの昔話」など)、伝統音楽の教材化(2000曲以上を収集、うち400曲を教材化)、文化活動推進セミナー、博物館活動の近代化に関する懇談会などを実施、1990年代には、無形文化遺産の記録保存巡回講師段の海外派遣事業を実施、伝統的な舞踊屋音楽、演劇といった貴重な無形文化遺産を消滅の危機から守るため、主として映像という手段を使って記録・保存をおこなうためのテクニカルな指導と、そのための人材養成をパキスタンの国立民俗遺産研究所やラオス、ベトナム、タイの関係機関と実施した。

---

<sup>1</sup> 2007年8月現在。

その後、消滅しつつある重要な伝統芸能、民俗芸能のダイレクトリーなどを各国の手でリスト化したものをまとめ、2000年にデータバンクとして公開した。このとき開発したデータ収集のための項目シートや方法論は、それぞれの国のインベントリー作成の一例として参考になるものとなった。条約の発効を目前に、ACCUは条約発効前の3月13-15日、ユネスコと『無形文化遺産の保護に関する条約』専門家会合」を共同企画、共催した。ここでは、条約ガイドライン作成の提案書となる勧告を採択した。<sup>2</sup>これらの成果については、6月に開催された締約国会議の参加者に配布され、ユネスコのHPでも配信されている。勧告では、ACCUの国際協力についてもふれられ、「ACCUは、アジア太平洋地域内外の専門機関や専門家との地域間交流・協力を強化すること、及びユネスコはACCUの2010年までの集中計画に積極的に関与する」ことなどが盛り込まれた。

## (2) 普及と課題

ACCUはこうした傑作宣言などの動きを受け、傑作宣言が行われた翌年にあたる2002年、2004年の二回にわたり、アジア太平洋地域の無形文化遺産の保護を担当する行政官を集めてワークショップ等を開催、それぞれの国における傑作宣言の普及と課題について、報告しあう機会を設けた。2001年に傑作宣言を受けたアジア・太平洋諸国はわずか5ヶ国であったため、最初の2002年のワークショップでは、傑作宣言の目的や理念、そして申請のノウハウなどについて、ユネスコにインプットを依頼し、二回目の宣言申請に少しでも多くのアジア太平洋の国が関心をもてるようにした。その結果が効を奏してか、二回目には11件と多い数が宣言を受けることができ、一つの成果として共有することができた。

表1 2001年に傑作宣言を受けたアジア太平洋の国々

①中国	Kunqu Opera (昆曲)
②インド	Kutiyattam, Sanscrit Theatre (クティヤッタンのサンスクリット劇)
③日本	Nogaku Theatre (能楽)
④フィリピン	Hudhud Chants of the Ifugao (イフガオ族の歌、ハドハド詠唱)
⑤韓国	Royal Ancestral Rite and Ritual Music in Jongmyo Shrine (宗廟先祖のための儀礼及び祭礼音楽)
⑥ウズベキスタン	The Cultural Space of the Boysun District (ボイスン地域の文化的空間)

表2 2003年に傑作宣言を受けたアジア太平洋の国々

①カンボジア	The Royal Ballet of Cambodia (カンボジア宮廷舞踊)
②中国	The Art of Guqin Music (「古琴」演奏技)
③インド	The Tradition of Vedic Chanting (ヴェーダ詠唱の伝統)
④インドネシア	Wayang Puppet Theatre (ワヤン人形劇)
⑤日本	Ningyo Johruri Bunraku Puppet Theatre(人形浄瑠璃文)

<sup>2</sup> <http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?pg=00015&year=2006>

	楽)
⑥モンゴル	The Traditional Music of Morin Huur(馬頭琴(モリン・ホール)の伝統音楽)
⑦韓国	The Pansori Epic Chant (パンソリの詠唱)
⑧トンガ	Lakalaka, Dances and Sung Speeches of Tonga (ラカラカの舞踊と歌唱)
⑨バヌアツ	Vanuatu Sand Drawing (バヌアツの砂絵)
⑩ベトナム	Nha nhac, Vietnamese Court Music(ベトナムの宮廷音楽、ニャ・ニャック)
⑪タジキスタン、ウズベキスタン(共同申請)	Shashmaqom (シャシュマカーム)

(外務省 HP 一覧表より抜粋して作成)

ワークショップの各国報告の中でわかってきたことは、政府や一般レベルに至る無形文化遺産の概念があいまいで、当時はまだまだ定着していないこと、初回の宣言で認定されなかった候補の多くが行動計画の弱点にあった、などの課題であった。

2004年のACCUのワークショップにリソースパーソンとして参加したラルフ・レゲンバヌ氏<sup>3</sup>は、傑作宣言の選考過程で重要なポイントである、①実践者、技芸者などが複数世代にわたって継承が強く打ち出されていないこと、若い世代の積極的な関与が必要であること、②実践者や技芸者の十分な関与が活動計画の策定に見られること、つまり活動の実施に両者が関与していることが認められること、③国が保護措置にコミットしていること、などが選定の重要なポイントになってきたが、これらが行動計画として明確に示せなかったために、なかなか宣言対象とならなかったと報告した。(表3参照)

レゲンバヌ氏の分析は次の二点であった。まず、申請のために各国が行った書類の手続きがユネスコのプロセスに従ってなかったために多くが落とされたこと。たとえば一カ国以上にまたがる文化的な表現は、共同申請をしなければいけないにもかかわらず、多くは単独の申請しかされなかったこと。またユネスコの理念、つまり民主的であり世界人権宣言の理念に即したものでなければいけないが、明確に示していないために何度かやり取りをした国があったことである。

これら二つについて、第2回の傑作宣言「ラカラカの舞踊と歌唱」は、王室と密接に結びついていてのもの、王のための舞踊であるので君主制をサポートすることにならないか、民主的でないなどのコメントがなされた。トンガは即座にそれが民衆にも一般に普及されていることを証明したので、最終的に認められたと報告された。またインドの「ヴェーダ詠唱の伝統」は、ブラフマという特定のカ

<sup>3</sup> Ralph Regenvanu, Director, Vanuatu Cultural Centre and the International Jury of the “Proclamation of Masterpieces of the Oral and Intangible Cultural Heritage of Humanity”, 2001 & 2003

ーストが行うものであることから、他のカーストにも広げることなどが議論されたという報告があった。傑作宣言の申請規定には、無形文化遺産の表現は国境を越えてまたがっているものも多く、その場合はお互いの国同士が諮問して共同推薦することが必要であると謳われている。しかしながら実際は、複数国にまたがる文化的表現について一カ国でしか推薦されてこなかったケースもあったこと、たとえば、モンゴルの「馬頭琴の伝統音楽」は、モンゴル一ヶ国からだけの申請であった。審査員は中国の内モンゴルにも存在することを指摘、共同申請をすすめたが、モンゴルはモンゴルの国自体にとって異なる重要性を指摘したため、当時は単独で受け入れられたことなどがユネスコの担当者から報告された。

また二つ目の行動計画が明確に示されていないということについて、次の世代への継承が申請書の中の行動計画に示されなかったことにより、殆どの申請ファイルが通らなかったこと、行動計画の中で実演家(practitioners)の関与が十分に示されなかったことも理由の一つであると報告した。無形文化遺産の継承の鍵をにぎる実演家に十分に相談することなしに、申請を行った学者や研究者がいることも指摘している。

さらに、ワークショップでこうした専門家の意見を共有していく中で、無形文化遺産の分野は、有形の分野ほど経済効果が期待されないこと、また無形についての定義が普及していないこともあり、アジア各国の行政官や専門家の関心が非常に弱いのではといった声が各国の行政官から出てきた。また、国内でどれだけのものが存在するのか、把握できていないために重要性も認識されていないこともあり、保護の取り組みをしていくことが国際協力としての急務であることがワークショップを通じて確認された。

## 2. 無形遺産条約のアジアにおける課題

2003 条約の内容、理念が十分に普及していないという現状、フォークロアやユネスコの無形文化遺産の定義について理解が不十分であるという現状は、ユネスコとWIPOの役割を混同につながっていることも事実である。その背景には、タイなどをはじめとして無形文化遺産を財産化し、コミュニティや国家の利益にダイレクトに反映させることが大きな関心となっている。特に伝統的に受け継いできたTK(伝統的知識)等は、先進国と途上国の間で格差の大きい技術力とは異なって途上国にも比較的可能性が存在している。しかしこれまでの知的財産保護制度下では、必ずしも十分に保護されてこなかったという主張が途上国側にあり、これらが長い間途上国の不満となりユネスコやWIPOなどの国際機関を通して強く保護を求めている、といった背景もあると思われる。

## 3. 教育というキーワード

条約 14 条「教育、意識の向上及び能力形成」では、キャパシティビルディング、コミュニティの関与、特に青少年を対象にした教育、意識の向上が明記されている。無形文化遺産の保護を単に文化行政の側面からのみとらえていると、大きな見落としをしてしまうことになると思う。そこには、日本人の私たちが別枠でとらえがちな課題、つまり貧困、教育、女性やマイノリティーへの差別、消滅の危機に瀕する言語等の問題が複雑に絡み合った現状がある。例えば第三回の「人類の口承及び傑作の宣言」の選定を受けたバウルの歌(Baul songs)。バングラデシュとインドの西ベンガルの農

村部に暮らす神秘的な吟遊詩人たちの歌。課題はバングラデシュの農村部の貧困化によって、バウルの状況は大変に悪化していることである。この場合、教育へのアクセス確保が重要な支援の優先順位となる。南アジアの非識字者は5億9千万人であり、世界の三分の二を占めている。さらにその三分の二が女性であり、社会的、文化的、政治的、経済的にきわめて不利で抑圧された状況にある場合が多い。バングラデシュは、その中でも最も低い識字率50.3パーセント(男子)と31.4パーセント(女子)である。行政官のみならず、教育関係者や関連省庁との連携を強化が効果的であり、ACCUは1981年より行っている識字教育教材の開発や人材育成のノウハウを駆使し、人々のキャパシティビルディングを同時に推進していきたいと考えている。

表3 「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」主要な目的と基準

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ raising awareness of the importance of the oral and intangible heritage and the need to safeguard it; 口承及び無形遺産の重要性とその保護の必要性についての啓発をはかること</li> <li>➤ evaluating and listing the world's oral and intangible heritage; 世界の口承及び無形遺産を評価し、一覧表にすること</li> <li>➤ encouraging countries to establish national inventories and to take legal and administrative measures for the protection of their oral and intangible heritage; 各国に対し、それぞれの口承及び無形遺産の保護のため、国内での目録作成と法的・行政措置の実施を奨励すること</li> <li>➤ promoting the participation of traditional artists and local practitioners in identifying and revitalizing their ICH. 各国の口承及び無形遺産の認定及び再活性化において、伝統芸術家や地域の伝承者の参加を奨励すること</li> </ul>
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Demonstrate their outstanding value as masterpiece of the human creative genius; 人類の創造性を表す傑作として、卓越した価値をもつこと。</li> <li>➤ Give wide evidence of their roots in the cultural tradition or cultural history of the community concerned; 当該社会の文化的な伝統又は歴史に根ざしていること。</li> <li>➤ Be a means of affirming the cultural identity of the cultural communities concerned; 当該社会の文化的独自性を発揮する手段としての役割を果たしていること。</li> <li>➤ Provide proof of excellence in the application of the skill and technical qualities displayed; 技能の実践及び技術的特質において卓越していること。</li> <li>➤ Affirm their value as unique testimony of living cultural traditions; 生きた文化の類なき証</li> <li>➤ Be at risk of degradation or of disappearing. 保護手段の欠如または急速な変化の進行により消滅の危機に瀕していること。</li> </ul>
その他	<p>傑作宣言は、無形文化遺産に対する認識を喚起するだけでなく明確な義務も課しており、申請書類で提案された行動計画を実行に移すことにより、保護や促進をはかることが求められている。その行動計画とは、次のように示されている。そしてこれらの保護措置は原則として、当該地域のコミュニティの人々との協議によって定められるとしている。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>▶Identification and inventorying: 認定と目録作成</li><li>▶Research and documentation: 研究と記録</li><li>▶ Enhancing the transmission of knowledge and know-how to young generation: 若い世代への知識・ノウハウ伝承の向上</li><li>▶Awareness-raising at the local and national level through information campaigns, festivals, workshops, conferences and other means: 情報キャンペーンや祭り、講習会、会議、その他の手段を用いての地域及び国家レベルでの意識向上</li><li>▶The adoption of legal protective measures: 法的な保護措置の採択</li><li>▶The creation of specialized curricula in schools and universities: 学校や大学における専門課程の創設</li></ul>
--	--

作成: 著者による(ユネスコのウェブサイト

[http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php-URL\\_ID=2226&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php-URL_ID=2226&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html) をもとに作成。イタリックは著者によるもの)